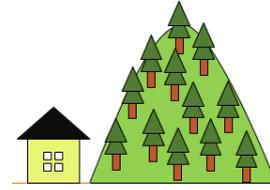


## 緊急里山林整備事業について



### 事業の概要

人家裏の傾斜木等の危険な木について、土地所有者に代わって危険木や竹林の伐採、間伐をいたします。併せて、人家裏の森林で枯損木の伐倒や間伐等の森林整備を行います。整備の際に伐採した危険木については、林内で土留工としての処理や、付近への集積を行います。なお、森林環境譲与税を財源とするため、自治会や森林所有者の負担はありません。

### 事業実施の要件

人家裏の危険木についてお困りの地域のうち、県民緑税事業「里山防災林整備」の採択要件(人家裏の森林が5ha以上)を満たすことのできない小規模な箇所を対象とします。また、人家とは現在居住している建物とし、空き家や無人の社寺、墓地等は対象外です。なお、森林整備を行う事業であるため、カゴ粹などの施設整備はできません。

ただし、市担当の現地確認による危険度判定の高い要望地から順次整備に取り組みますので、事業実施までお時間をいただく場合があります。

### 事業のながれ

- ① 地元自治会より市への要望(個人からの要望は不可)
- ② 地元自治会と職員による現地立会
- ③ 職員が危険木の状態や立地などにより危険度を判定  
～危険度の高い事業地から事業を実施～
- ④ 事業実施の決定
- ⑤ 地権者より事業の実施同意書の提出(同意書の取りまとめは自治会に協力いただきます)
- ⑥ 地元自治会及び地権者と協議の上、事業範囲と伐採希望木の確認
- ⑦ 職員などによる現場面積、森林の状況等の測量(必要に応じて立会をお願いいたします)
- ⑧ 伐採する木の最終確認(指定期間内に森林所有者各自でご確認いただきます)
- ⑨ 入札を行い、整備業者へ発注(約2か月かかります)
- ⑩ 業者決定後による現場立会
- ⑪ 危険木伐採・森林整備の実施
- ⑫ 事業完了後、地元自治会と市で10年間の維持管理協定を締結

## 注意事項

---

- ◎木の伐採についての立木補償はありません。また、伐採木の長さは指定できません。
- ◎事前調査や業者選定手続き(入札等)に時間がかかるため、事業実施決定後、すぐに伐採作業を開始できるものではありません。
- ◎毎年予算内での事業を実施してまいります。危険度が高く判定されていた場合でも、次年度以降に事業実施へ持ち越される場合もあります。
- ◎既に要望済みの箇所であっても、新たに危険度の高い箇所が要望された場合は危険度の高い方を優先して整備を行います。
- ◎要望の際は、自治会内の危険木を事前に集約ください。事業完了間際に追加の危険木が判明した場合、予算の都合上対応できない可能性があります。
- ◎土地所有者との合意形成の際には、自治会にご協力いただきます。
- ◎治山事業等、他事業で整備する予定のある箇所は対象外です。
- ◎人家と裏山の間に「市道」「河川」などがある箇所は対象外です。
- ◎原則、林内に伐採木を集積できない箇所は対象外です。しかし、状況次第では伐採木を隣接する山すその空き地などに集積できる場合があります。
- ◎竹林のみの場合は、対象外となります。
- ◎当事業実施のいかんにかかわらず、倒木等被害発生時の補償はありません。
- ◎事業完了後、整備の効果を維持するため事業地の維持管理に関する協定を締結いたします。事業完了後 10 年間は地元自治会ならびに地権者で事業地の維持管理をお願いいたします。なお、地域での維持管理活動に対する支援策もいくつかありますので、ご相談ください。

自治会単位での要望受付となります。

要望される自治会は、丹波市農林振興課林業振興係までご相談ください。

※当事業は、温室効果ガスの排出削減や災害防止等を図るために創設された「森林環境税」を活用した事業です。実際の課税は、令和6年度から市民税・県民税と併せた課税となりますが、それに先立って令和元年から「森林環境譲与税」として国から県市町村に配分されます。丹波市では、この新たな財源を活用し、これまでの既存事業では取り組めなかった未整備林の環境整備などの取り組みを進めてまいります。

---

## お問い合わせ先

丹波市産業経済部農林振興課林業振興係  
〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地  
丹波市役所 春日庁舎4階 Tel0795-88-5029

